

徳島県告示第三百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
2 1 2	新浜勝浦	勝浦郡勝浦町大字沼江字了仙 寺二六番一地从から 同 大字星谷字石田 三四番一地从先まで	五八六・八	令和六年七月十二日